

未着手都市計画道路「山手植田線」及び「八事天白溪線」の廃止について

第2次整備プログラムでは当然、廃止候補路線に分類されるのではないかと

【田口議員】 通告に従い、はじめに未着手都市計画道路「山手植田線」及び「八事天白溪線」の廃止について質問します。

パネルと配布資料を用意しましたのでご覧ください。山手植田線は、緑が多く残る閑静な住宅地を貫いて八事日赤病院北の交差点に至る4車線、幅40メートルの道路を整備するという計画です。八事天白溪線は、東山公園の都市計画区域の南端の住宅地を通り、山手植田線と交差する道路です。配布資料の裏面に、八事天白溪線予定地の現況写真があります。写真の①から③の撮影場所が、地図上の①から③です。現在は幅5メートル弱から8メートルの道路ですが、これを2車線16メートルに拡幅しようという計画です。



この2つの都市計画道路については、計画の廃止を求める強い要望が地元住民から上がっています。私は、2012年の11月定例会の本会議質問で、計画廃止を決断するよう求め、住宅都市局長は「整備が困難と判断された場合には、都市計画の廃止

やそれにとまなう代替措置などを整理したい」と答弁されました。山手植田線は八事日赤病院北交差点で5差路になる。八事天白溪線は山手植田線と鋭角で交差する——この2つの路線は、線形や構造に解決しがたい問題を抱えていますので、「整備は困難」であることは明白であります。私の質問にたいして河村市長も、「何年もかかっているのはいかなので、本当に早期に結論を出せるようにする」と答弁されましたが、いまだに結論が出されていません。

この間、八事天白溪線については、沿線の3つの町内会が、「八事天白溪線対策会議」を立ち上げ、住民アンケートを実施し、その結果を踏まえて、一昨年、天白区内の区政協力委員長などをつくる「天白区を住みよくする会」を通じて、八事天白溪線の計画の廃止とそれに代わる代替措置の実現を要望されています。八事天白溪線の廃止は、まさに地元住民の総意であります。

名古屋市は本年6月、未着手都市計画道路について、「都市計画道路整備プログラムの見直し方針」をとりまとめました。その背景には、2007年3月に策定された「都市計画道路整備プログラム」にもとづく進捗状況が、2007年度～2016年度の第1期に整備に着手するとした路線で、着手されたのは34%にとどまるという事業化の遅れがあります。今回の見直し方針では、

- 一、今後10年以内に整備着手する「整備優先路線」、
- 二、今後10年以降に着手する「その他の整備路線」、
- 三、整備しない「計画廃止候補路線」に分類する。

そして、パブリックコメントを実施したうえで、今年度中に「第2次整備プログラム」を策定するとされています。

そこで、住宅都市局長にお尋ねします。「第2次整備プログラム」では、整備が困難で、住民の合意もない山手植田線および八事天白溪線については、当然、「計画廃止候補路線」に分類されることになると思いますが、いかがでしょうか。

総合的に判断してまいりたい（局長）

【住宅都市局長】平成19年3月の「都市計画道路整備プログラム」策定から約10年が経過し、人口減少や財政状況等、道路を取り巻く社会経済情勢の変化に対応しつつ、整備着手の進捗状況を踏まえ、本年6月に同プログラムの見直し方針を策定しました。

今後は、本方針に基づいて、すべての未着手都市計画道路を対象に、「自動車交通の円滑化」等による「整備効果の評価」や「関連事業等との連携」等による「事業性の検証」を行ったうえで、「第2次整備プログラム」を策定する予定です。

山手植田線及び八事天白溪線につきましても、本方針を踏まえ、総合的に判断してまいりたいと考えています。

代替ルートはどんなものか

【田口議員】毎年恒例となっている住民団体と市長との話し合いの場である「健康と環境を守れ！愛知の住民いっせい行動」が今年も8月に行われ、その場で市当局は、山手植田線については、「代替ルートについて関係機関と調整しながら検討している」と回答していました。

「代替ルート」とは、どのようなものを検討されているのですか。住宅都市局長の答弁を求めます。

周辺道路の活用、地形の制約、交通の流れの変化による影響等について検討（局長）

【住宅都市局長】代替ルートにつきましては、両路線の代替措置の1つとして周辺道路の活用、地形の制約、交通の流れの変化による影響等について検討を行っているところであり、両路線の方向性とセットで検討してまいりたいと考えています。

両路線の見直しの検討にあたっては、議会の議論や地元住民の意見も判断材料になるという理解で良いか（再質問）

【田口議員】山手植田線と八事天白溪線の廃止については、「総合的に判断する」と明言を避けられました。

住宅都市局長、この2つの路線は、地元住民から計画の廃止を求める強い要望が市に寄せられている路線です。議会でも議論になり、当局も「整備が困難と判断された場合には、都市計画の廃止やそれにとまなう代替措置などを整理したい」という見解を表明してきた路線です。

この2つの路線の見直しの検討にあたっては、こうした議会での議論や地元住民の意見も判断材料になるという理解でいいですか。お答えください。

議会の議論や地元住民からの意見も勘案しながら、総合的に判断したい（局長）

【住宅都市局長】両路線につきましては、「都市計画道路整備プログラムの見直し方針」を踏まえて、今後、「整備効果の評価」や「事業性の検証」を行いますが、その過程において、これまでの議会における議論や地元住民の皆様からのご意見も勘案しながら、総合的に判断してまいりたいと考えています。

議会や地元住民の意見は計画の廃止。もう計画廃止しかない（意見）

【田口議員】議会での議論や地元住民の意見は、計画の廃止であります。それを勘案

するならば、この2つの路線は計画廃止しかありません。

代替ルートというか、代替措置について、「周辺道路の活用」などを検討しているとの答弁がありました。今回の「見直し方針」では、「計画廃止候補路線」に分類した路線については、「早期に都市計画の変更を行うとともに、必要に応じて既存の道路空間の活用等も検討」するとされています。山手植田線・八事天白溪線については、すでに先行して「既存の道路空間の活用」などが検討されているわけで、これは、計画廃止という方向性とセットでの検討だと理解させていただきます。

新たな緑地保全制度の創設による「東山公園」長期未整備地区の計画見直しについて

新たな緑地保全制度の検討状況はどうか

【田口議員】次に、新たな緑地保全制度の創設による「東山公園」長期未整備地区の計画見直しについて質問します。

もう一度、パネルおよび資料をご覧ください。東山公園の都市計画区域の南端は八事天白溪線です。山手植田線と八事天白溪線にはさまれた地区は、天白溪と呼ばれている地区の一部です。資料に南方から天白溪地区を望んだ写真を付けておきました。写真の下から4分の1ぐらいのところ、この辺りを八事天白溪線が通ります。天白溪地区の東山公園計画区域は、樹林地に隣接して住宅が建っていることがわかりただけだと思います。



この地区は、1947年に東山公園として都市計画決定されて以降、70年近くも未整備となっており、市の「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」の中では、第4期、すなわち2038年度以降に事業着手するとされています。しかし、この計画では、計画区域内の住民は立ち退きを余儀なくされますが、立ち退き時期は早くても20数年先なので、将来設計が立てにくい、また東山公園の南部は山手植田線で分断されており、住宅が立地している天白溪地区を東山公園として整備する必要があるのか、などの問題があると考えます。

天白溪地区の3つの町内会は昨年、東山公園緑地計画についての住民アンケートを実施し、95%の世帯から回答を得ています。このアンケートでは、「時代や環境が大きく変わっているので、(計画を)見直すべきだ」との回答が74.8%、「立ち退きたくない」との回答が40.9%にのぼっています。公園計画を見直して、このまま住み続けたいというのが、多くの住民の意思であることが示されたと思います。

しかし、東山公園の都市計画決定区域から削除しますと、宅地開発が進み、樹林地が失われる恐れがあります。都市計画決定区域から削除したとしても、樹林地を残しながら、住民が住み続けられる方策はないのでしょうか。

考えられる方策の一つは、特別緑地保全地区の指定です。この制度は、建築行為や樹木の伐採などを制限することによって緑地を保全するものですが、ほぼ永久的に現状の凍結を求められるため、土地所有者の協力が得にくいという難点があります。

もう一つの方策は、昨年6月、名古屋市緑の審議会が答申した「新たな緑地保全施策の展開について」の中で提言されている民有緑地の新たな保全制度です。新たな緑地保全制度とは、おおむね1ヘクタール以上の豊かな林相を有する樹林地等を対象に、建築物の新設や増改築、宅地の造成などを届出制にし、市の指導により翻意を促す制度であり、土地所有者への税制の優遇措置や支援制度を設けるとされています。土地所有者の協力が比較的得られやすい制度設計となっています。

そこで、緑の審議会が答申したこの新たな緑地保全制度の創設に向けた検討状況について、緑政土木局長にお尋ねします。

規制と優遇のバランスに留意した新規緑地保全制度を検討中（局長）

【緑政土木局長】本市では、近年の急激な都市化の進展等により、法制度によって担保されていない民有樹林地を中心に市内の緑が大きく減少している状況を受け、名古屋市緑の審議会に対し、平成25年12月に「新たな緑地保全制度の展開について」諮問を行い、平成27年6月に答申を受けました。

答申では、基本的な考え方を「みどりの魅力を伝え、みんなで緑地を守り育てる」とし、3つの基本方針を柱とする提言をいただきました。

その中の基本方針 1「地域の状況に応じてきめ細かく対応できるよう緑地保全制度を充実する」において、土地所有者の協力が比較的得られやすい中間的な規制を有する新規制度が必要であるとの提言を受け、現在、規制と優遇のバランスに留意した新規緑地保全制度の検討を行っています。

新たな緑地保全制度の天白溪地区への適用の可能性はあるのか

【田口議員】新たな緑地保全制度が東山公園南部の長期未整備地区である天白溪地区に適用できるなら、この地区を都市計画決定区域から削除しても、樹林地を保全しながら、住民が住み続けることができるでしょう。

新たな緑地保全制度は、天白溪の山手植田線と八事天白溪線には含まれた地区に適用できるのか。その可能性についても合わせて答弁を求めます。

まとまりのある民有樹林地がなく新規緑地保全制度は適用できない（局長）

【緑政土木局長】緑の審議会の答申では、新規緑地保全制度の対象を「おおむね 1ha 以上」の民有樹林地としています。答申を受け、本市の制度検討においても、まとまりのある緑の方が生物多様性の保全やクールスポット等、緑の持つ機能をより効果的に発揮することから、おおむね 1ha 以上の民有樹林地を新規緑地保全制度の対象と考えています。

都市計画東山公園の、山手植田線と八事天白溪線には含まれた地区については、既存の樹林地の多くが公有地化されており、民有地については宅地が多く、小規模な樹林地が点在している状況となっています。

従いまして、当該地区については、まとまりのある民有樹林地がないことから、現在検討している新規緑地保全制度を適用できないと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

住民が住み続けることができるよう、都市計画の見直しを検討してはどうか(再質問)

【田口議員】次に、「東山公園」長期未整備地区の計画見直しについて再質問します。

まず、新規緑地保全制度については、河村市長も残したかっていた「平針の里山」は、数年前に住宅地に変貌し、今ではその周辺の樹林地も宅地造成によってどんどん消滅していることから、早急に創設されるよう要望させていただきます。

ただ、この制度を天白溪地区に適用することについては、「樹林地の多くが公有地化されている」ことからできないとの答弁がありました。公有地化されていれば、宅地開発などで樹林地が失われる心配はありません。しかし、この地区における公有地化

は、東山公園として整備するためのものですから、都市計画を見直さない限り、住民は立ち退きを余儀なくされます。

天白溪地区全体で移転対象となる建物は約 170 棟にのぼるそうです。用地買収などに莫大な費用がかかるでしょう。

ですから、樹林地の保全と居住の継続を両立させる。そして、将来的な本市の財政負担も軽減する——こうした観点に立って、天白溪地区の公園計画を見直す必要があるのではないのでしょうか。その方策としては、公有地と民有地を合わせて特別緑地保全地区に指定するとか、新規緑地保全制度の対象を民有樹林地だけでなく、公有地も含めた制度として設計することなどが考えられます。

そこで、新開副市長にお尋ねします。東山公園の天白溪地区については、各種の緑地保全制度も活用して、樹林地を保全しながら住民が住み続けることができるよう、都市計画の見直しを検討してはどうでしょうか。お答えください。

良好な自然環境が残されてきた経緯や、土地利用の状況、樹林地保全の観点などを踏まえ、他の長期未整備公園緑地と同様に総合的に考えたい（副市長）

【新開副市長】長期未整備公園緑地につきましては、平成 20 年 3 月の「長期未整備公園緑地の都市計画の見直し方針と整備プログラム」策定後の、東日本大震災を受けた災害に対する市民意識の高まりや、少子高齢化、人口減少社会の到来などの公園緑地を取り巻く社会情勢の変化、市内に残る樹林地の減少、本市の厳しい財政状況等を踏まえ、策定から 10 年後となる平成 29 年度末を目途に、全市的に検証を行っているところでございます。

都市計画東山公園の未整備地区につきましては、都市計画公園の区域内であることにより良好な自然環境が残されてきた経緯や、土地利用の状況、樹林地保全の観点などを踏まえて、他の長期未整備公園緑地と同様に、総合的に考えてまいります。

検証の結果で、都市計画の見直しを検討することもあるか（再々質問）

【田口議員】都市計画東山公園の天白溪地区では、樹林地に隣接して住宅が立地するという土地利用になっています。こうした土地利用の状況や樹林地保全の観点、そして厳しい財政状況を踏まえて検証を進めれば、公園計画は見直さざるをえなくなるでしょう。

今、長期未整備公園緑地の都市計画の見直し方針と整備プログラム、10 年後となる平成 29 年度末を目途に、全市的に検証を行っているかと答弁があった。そこで伺いますが、検証を進めた結果、都市計画の見直しを検討することもありうるという考えでいいのかお答えください。

検討中なので今後総合的に考えたい（副市長）

【副市長】現在検証の途中でございます、そのことについては今後総合的に考えたい。

公園計画の見直しに向け、地元住民の意見も踏まえながら鋭意検討を（意見）

【田口議員】未整備公園をめぐる状況を考えますと、都市計画の見直しまで検討しなければならないと考えます。

天白溪地区については、公園計画の見直しに向けて、地元住民の意見も踏まえながら、鋭意検討されんことを要望して、質問を終わります。